

富士吉田市農業委員会 令和5年5月定例総会議事録

1 招集期日 令和5年5月30日（火）

2 招集場所 環境美化センター 3階会議室

3 出席委員（13名）

会長 加々美和也（第10番）

第1番 藤井與三郎 第2番 小俣俊子 第3番 佐藤万吉

第4番 小俣 創 第5番 小野利壹 第6番 渡邊和英

第7番 渡邊孝治 第8番 田邊綾子 第9番 權正常夫

第11番 勝俣道明 第12番 梶原 久 第13番 宮下師貴

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。

小俣和善、眞田眞喜雄、勝俣敏日古、羽田善行、舟久保太郎

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地法第3条の規定による競・公売適格証明願いについて

第七 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第八 議案第6号 非農地通知交付申請について

第九 議案第7号 農地所有適格法人の要件確認について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 渡辺孝広

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 5 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員13名の内、出席委員は13名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

なお、遠山隆雄推進委員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第2番 小俣 俊子 委員、第3番 佐藤 万吉 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後2時4分休憩）

（午後2時7分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。第4委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第4委員会の2件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の1号については、遺贈により受遺者が申請地を譲り受け、営農拡大を図るための権利移動の申請であります。受遺者の譲受人としての資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。

次に、受理番号3の3号については、譲受人が申請地を譲り受け、営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人としての資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。5月24日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。受理番号3の1号の申請地は、株式会社高木の桂川を挟んだ北西、約100mに位置しています。申請地は譲受人の居住地の近くであるため、農作業の効率化が図れると想定されます。今後は、馬鈴薯や野菜の作付けをする予定だそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。

次に、受理番号3の3号の申請地は、鐘山通りの塩釜神社の北、約120mに位置しています。申請地は譲受人の居住地の近くであるため、農作業の効率化が図れると想定されます。親子間の譲渡であり、既にフキなどの野菜を栽培しており、今後も継続して耕作していくとのことです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、何か質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の2件について採決いたします。第4委員会の2件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (会長)

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長 (渡辺 孝広 君)

【議案第1号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号3の2号については、譲受人が父親より申請地を譲り受け、営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人としての資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

(調査表に基づき、内容の説明をした。)

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長 (会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長 (勝俣 道明 君)

第5委員会から報告いたします。5月24日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。受理番号3の2号の申請地は、蓮池の西、約100mに位置しています。申請地では水稻が栽培されており、子供である譲受人は以前より父親の農作業を手伝ってきており、今後も継続して耕作していくとのことです。

以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長 (会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 (会長)

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (会長)

ご異議なしと認めます。議案第1号の農地法第3条許可申請の3件は、原案のとおり許

可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の2号については、申請人が申請地を住宅敷地として利用している追認案件であります。違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。

次に、受理番号4の3号については、申請地を造成し、南側に孫が住宅を建築し、北側は自らが経営する会社の駐車場と資材置場として利用するものです。用途指定区域内の第3種農地であり、必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。5月24日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の2号の申請地は、県立ひばりが丘高校の北西、約300mに位置しております。申請人の亡夫が昭和41年10月21日に農地法所定の手続きを経て申請地を購入し、住宅を建築しましたが、地目変更登記を怠り、亡夫の相続登記の際に地目が「畑」のままであることが判明したものです。

その他の書類も添付されており、許可相当と考えます。

続きまして、受理番号4の3号の申請地は、市立吉田中学校の南西、約200mに位置しております。申請地は造成後に、南側に長女の息子が使用貸借に基づき住宅を建築し、北側は自らが経営する会社の駐車場と資材置場として利用するとのことでした。

必要書類も添付されており特に問題なく、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の転用許可申請3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第1委員会の3件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の5号については、譲受人が申請地を買受け、住宅建築用地とするものです。申請地は用途指定地域内の第3種農地であり、その他、必要書類も整っているため許可相当と考えます。

次に、受理番号5の7号については、借受人が貸付人より申請地を使用貸借し、住宅を建築するものです。用途指定区域内の第3種農地であり、その他、必要書類も整っているため許可相当と考えます。

続いて、受理番号5の8号については、借受人が貸付人より申請地を賃貸借して、駐車場として利用している追認案件です。違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。5月24日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の5号の申請地は、通称丸統市場の北東、約100mに位置しており、譲受人が譲渡人より買受け、住宅建築用地とするものです。現地を確認したところ、特に問題はなく必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の7号の申請地は、県営新屋団地の北東、約300mに位置しております。借受人は貸付人の娘婿であり、申請地を使用貸借により借受け、住宅建築用地とするものです。現地を確認したところ、特に問題はなく必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

続きまして、受理番号5の8号の申請地は、市立西小学校の南西、約250mに位置しており、この申請地は隣接する集合住宅の駐車場として利用されており、追認案件となります。始末書その他の書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の3件について採決いたします。第1委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第5委員会の2件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の4号については、借受人が申請地を使用貸借し、住宅建築用地とするものです。用途指定区域外の第2種農地ではありますが、住宅等が連坦しているエリアにあたり許可相当と考えます。

次に、受理番号5の6号については、借受人が申請地を使用貸借し、住宅建築用地とするものです。用途指定区域外の第2種農地ではありますが、こちらも住宅等が連坦しているエリアにあたり許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。5月24日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の4号の申請地は、太陽電気株式会社の西、約300mに位置しております。借受人と貸付人は親子であり、現地を確認したところ、特に問題はなく、必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の6号については、蓮池の北西、約200mに位置しております。借受人は貸付人の孫にあたり、現地を確認したところ、特に問題はなく、必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

はい、梶原委員。

○ 梶原 久 委員

この5の6号ですが、許可が出る前に整地してしまっており、本来でしたら原状回復すべきものですがどうでしょう。許可が出る前に碎石を敷いて整地しているんですね。ハウスメーカーの●●●●なんですね。本来はあってはならないことですが。

○ 藤井 與三郎 委員

それはうまくないな。

○ 小俣 創 委員

原状復帰命令を出すべきものだが、、、始末書だね。

○ 議長（会長）

どこまで進んでいるのかな。

はい、事務局。

○ 事務局

この件につきましては、行政書士の事務所から連絡がありまして、前もって始末書をいただいております。本人が知らなくて、やってくださいとうことで依頼してしまったもので、県の方も始末書で大丈夫ということですよ。

○ 藤井 與三郎 委員

始末書を出せばいいという問題ではなく、事前に相談をするように指導してください。

○ 羽田 善行 推進委員

第5委員会ではこれで2回目です。●●●●でもありました。

○ 藤井 與三郎 委員

ハウスメーカーならそう言ったことは十分に承知しているはずですよ。使っていない農地を探し出してきて所有者を調べているんだから。

○ 議長（会長）

はい、事務局長。

○ 事務局長

事務局としましても、問合せ等いろいろな機会をとらえまして、しっかりと指導をしていきますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（会長）

梶原委員よろしいですか。

○ 梶原 久 委員

はい。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

こういう案件があったということで、皆さん注意してみていただくよう、よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

それでは、第5委員会の2件について異議はありませんか。

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の5件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農地法第3条の規定による競・公売適格証明願いについて」を議題とします。第3委員会の競・公売適格証明願い1件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第4号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号7の1号については、営農を開始するための競売の適格証明願いがあります。譲受人としての資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の規定による権利の取得者として、適格であるものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（田邊 綾子 君）

第3委員会から報告いたします。5月24日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。

まず、受理番号7の1号の申請地は、イツツモア赤坂ショッピングセンターの南東、約340mに位置し、現在は、休耕地となっております。申請地は譲受人の自宅から約50mで、譲受人の父親は営農経験があり問題はないと思いますので、適格者と判断してよろしいと考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質問がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員

会の1件については、原案のとおり、証明することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号の農地法第3条許可申請に伴う競・公売適格証明願申請の1件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長 (渡辺 孝広 君)

今回の案件は、設定件数7件です。筆数累計は13筆、面積合計は11,318㎡です。新規設定が3件、他は再設定の案件です。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長 (会長)

それでは、利用権の新規設定分で認定農業者案件でないものについて、各地区から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず第2委員会をお願いします。

○ 第2委員会推進委員 (眞田 眞喜雄 君)

番号2について、第2委員会から報告いたします。5月24日に、新規設定につきまして、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号2の農地は、富士吉田斎場の南、約200mに位置しており、ブドウを栽培する予定です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長 (会長)

次に第1委員会をお願いします。

○ 第1委員会推進委員 (小俣 和善 君)

番号4と5について、第1委員会から報告いたします。5月24日に、新規設定につきまして、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号4の農地は、城山東第2期基盤整備地区にあり、株式会社山田硝子工業の東、約350mに位置しております。稲作または畑作とする予定です。

次に、番号5の農地は、富士カームの北東、約100mに位置しております。ここでは、薬草の栽培を行う予定であります。

これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長 (会長)

ただいまの事務局説明、各委員会の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

番号2のブドウはどのような状態ですか。

○ 小野 利壹 委員

ワイン用のブドウの苗をすでに植えてあります。

○ 議長（会長）

約2反歩、大きいですね。

番号5の薬草ですが、これはトウキですね。漢方薬で使っていますね。トウキはこの辺でも少し作っているんですよ。

○ 藤井 與三郎 委員

はい、そういった件に関して、薬草に限らず、私の畑の隣にバラ園をやっているところがあるのですが、草に隠れてしまっていて、追跡調査とかをする必要がありますね。雑草しか生えていないように見えるんだよね。

○ 議長（会長）

そうですね。

このトウキをやっているのは、東京の会社ですか。

○ 小俣 創 委員

暮地の人ですよ。

○ 議長（会長）

そうですか。

○ 小俣 創 委員

さっきの藤井さんが言っていたバラについては農地パトロールの時に、バラが植わっていないということで事務局を通じて農林課に確認をとってもらったことがあります。

○ 議長（会長）

そうですか。

小野委員によれば、ワイン用のブドウは植えてあるということですが、後がどうなっているのかということもよく見ていかなければならないですね。

こういったことをよく見てもらって、何かあったら活動記録に残しておいてください。ほかに何かありますか。

質疑なしと認めます。

農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第5号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第八、議案第6号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第4委員会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第6号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号2号については、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。5月24日に、地区委員と事務局とで申請のあった現地を確認しました。受理番号2号の申請地は、明見第一警察官駐在所（背戸山トンネル入り口付近）の西、約580mの背戸山の中腹に位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成され、申請者も今後は植林などを行い山林として利用していくとのことです。

以上のことから、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 梶原 久 委員

非農地通知を出すということは、地主が登記の地目を変えるということですか。

○ 事務局長

通常、地目変更を行うために非農地通知を取得しますので、この場合にも地主さんが地目を変更することが見込まれます。

○ 梶原 久 委員

地目の変更は農業委員会の方で確認をするのですか？税務課の方ですか？

○ 事務局長

地目が畑から山林に変更されると評価額が変わってきますので、税務課の方で確認しております。

○ 梶原 久 委員

はい、ありがとうございます。

○ 議長（会長）

ほかに非農地通知について。

質疑なしと認めます。これより、議案第6号、第4委員会の非農地通知交付申請の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号の非農地通知交付申請の1件は原案のとおり通知することに決定いたしました。

次に、日程第九、議案第7号、「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

本日、配布させていただきました資料をご覧ください。農地法第6条において、農業委員会は、農地所有適格法人から毎事業年度終了後、法人の事業の状況について報告書を徴収し、農地所有適格法人としての要件を満たしているかどうかを確認することとなっております。法人は、有限会社地球です。この法人から提出されました報告書を基に、農地所有適格法人要件確認書を事務局にて作成いたしました。

（資料により内容説明）

以上のように、この法人におきましては、農地所有適格法人の要件を満たしていると認められます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 小俣 創 委員

経営面積の自己保全管理地が0.39haから0.22haに減っているのですが、これは売買か何かされたのですか？畑も減っているのですが。

○ 事務局長

自己保全管理と畑の減少分を足すと、田の増加分にあってくるのですが、詳細につきましてはまた確認しておきます。

○ 小俣 創 委員

利用権の設定の経営面積を見ると5月30日時点で345になっているので、その辺の整合性

をとっておいて下さい。

○ 議長（会長）

では、事務局でその辺の確認をお願いします。

○ 事務局長

はい。承知しました。

○ 議長（会長）

他にこの件について。はい、宮下委員。

○ 宮下 師貴 委員

法人の名称は有限会社となっているのですが、法人の形態は株式会社となっていますが、有限会社は登記してあるのですか？

○ 事務局長

こちらですが、2006年に会社法が改正になりまして、その関係で有限会社法という法律が廃止されました。その時点から有限会社という会社の新設は認められなくなりました。ただ、有限会社という名称は残すということと、有限会社という会社については、非公開の株式会社として扱うということが会社法の中で規定されております。そのため、法人の名称としては有限会社という名称でよろしいのですが、農地所有適格法人としての法人の形態としては非公開の株式会社ということになります。

標記としての名称と形態とで齟齬があるように見えますが、実質的には問題ありません。

○ 議長（会長）

ちょっとややこしいところがありますね。よろしいですか？ほかに何かありますか？

質疑なしと認めます。局長、確認するところだけお願いします。議案第7号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

○ 議長（会長）

以上で、令和5年5月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

私の方からですが、3条の所有権移転については、以前は2反歩の要件があり、この要件を満たさないと許可できませんでした。今日の案件を見ると、2反歩無いですね。土地が動くということは、新規の就農者が増えるということでよい面もあるのですが、変な人が入ってきてこれを悪用してどんどん宅地化するという懸念もあります。

農地を守るというところに立ち返ってみたいですね。以前に増して小さい土地が動きま

すから、今まで通りきちんとチェックしていきたいですね。

○ 議長（会長）

他に何かありますか？

○ 小俣 創 委員

事務局にお願いなのですが、最近の農業新聞を読んでいると、タブレットを利用した農地パトロールというのがありますので、進めていただきたいなと思います。あと、eM a f f、電子地図の件が出ていますので、この辺の講習をしていただけるとありがたいなと思いますが。

○ 事務局長

今ですね、地番図の整合性をとるということをしなければならない状態です。ほかの自治体でもそうなのですが、まだ3割以下の整合性しか取れていないという状態です。この数字を上げないと使えないので、この数字を上げて使えるような状態に整備していきたいと考えていますので、もう少しお待ちください。

○ 議長（会長）

他に何かありませんか？はい、羽田委員。

○ 羽田 善行 推進委員

今から3条で誰でも農地を変えるような状況になっていくのですが、小さい規模でも聞き取りはこれからもやっていくのですか？

○ 議長（会長）

やっていきますよ。なおさら必要じゃないですか？今日の案件はみんな聞き取りをやっていきますよ。

○ 事務局長

3条につきましては、下限面積がなくなったというだけでありまして、他の要件につきまして今まで通り手続きを進めていきますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦労様でした。

8、閉会 午後3時22分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年5月30日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 加々美 和也

委 員 佐藤 万吉

委 員 小俣 俊子